

平成23年12月22日

1. 出席議員

1 番	中 村	一 堯	9 番	光 武	学
2 番	稲 富	雅 和	10 番	徳 村	博 紀
3 番	勝 屋	弘 貞	11 番	福 井	正
4 番	竹 下	勇	12 番	水 頭	喜 弘
5 番	角 田	一 美	13 番	橋 爪	敏
6 番	伊 東	茂	14 番	松 尾	征 子
7 番	松 尾	勝 利	15 番	橋 川	宏 彰
8 番	松 本	末 治	16 番	中 西	裕 司

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 口	秀 男
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	北	村	和	博
教	育	小	野	原	利
総	務	藤	田	洋	一郎
市	民	迎		和	泉
産	業	中	川		宏
建	設	平	石	和	弘
会	計	中	村	博	之
企	画	打	上	俊	雄
総	務	大	代	昌	浩
財	政	寺	山	靖	久
市	民	田	中	一	枝
課	長	中	村	和	典
兼	選	橋	村		勉
管	理	栗	林	雅	彦
委	員	森	田	利	明
会	事	橋	口		浩
務	局	有	森	滋	樹
長		森	田		博
税	務	福	岡	俊	剛
課	長	松	本	理	一郎
福	祉	中	島		剛
事	務	土	井	正	昭
所	長	中	村	信	昭
保	険	松	浦		勉
健	康	植	松	治	彦
課	長				
農	林				
水	産				
課	長				
農	林				
水	産				
課	参				
事					
商	工				
観	光				
課	長				
ま	ち				
な	み				
建	設				
課	長				
環	境				
下	水				
道	課				
課	長				
水	道				
課	長				
教	育				
次	長				
兼	教				
育	総				
務	課				
課	長				
生	涯				
学	習				
課	長				
兼	中				
央	公				
民	館				
長					
同	和				
対	策				
課	長				
兼	生				
涯	学				
習	課				
参	事				
農	業				
委	員				
会	事				
務	局				
長					
監	査				
委	員				

平成23年12月22日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）
- 日程第2 議案第60号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について（質疑、討論、採決）
- 日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 報告第10号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）（報告）
- 日程第6 意見書第6号 A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書（案）
（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（中西裕司君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。谷口事務局長。

○議会事務局長（谷口秀男君）

諸般の報告をいたします。

本日、市長から報告1件、議案1件、諮問2件の追加提出がありました。

議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書（その2）の目次に記載のとおりでございます。

次に、監査委員から平成23年度10月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 議案の追加上程（市長の提案理由説明）

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第1．議案の追加上程であります。

報告第10号の1件、議案第60号の1議案及び諮問第1号から諮問第2号の2件を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。

本定例会に提案をいたしておりました議案につきましては、慎重に御審議いただいておりますことに厚くお礼を申し上げます。

さて、本日、追加提案をいたします議案は、報告1件、人事案件3件でございます。

それでは、提案理由について申し上げます。

まず、報告第10号 専決処分事項の報告について申し上げます。

これは、職員の事故によります損害賠償の専決処分であり、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしたもので、地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

次に、議案第60号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任について申し上げます。

現委員であります石橋孝教氏の任期が、平成23年12月24日をもって満了いたしますが、引き続き石橋氏を選任いたしたいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、諮問第1号及び第2号 人権擁護委員候補者の推薦について一括して申し上げます。

現委員であります三原治子氏と正寶典子氏の任期が、平成24年3月31日をもって満了いたしますが、引き続き両名を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上、追加提案いたしました議案の説明を終わりますが、よろしく御審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（中西裕司君）

お諮りします。報告第10号の1件、議案第60号の1議案及び諮問第1号から諮問第2号の2件は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、報告第10号の1件、議案第60号の1議案及び諮問第1号から諮問第2号の2件は委員会付託を省略することに決しました。

日程第2 議案第60号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第2. 議案第60号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。議案第60号 鹿島市固定資産評価審査委員会委員の選任については、石橋孝教氏の選任について同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、議案第60号はこれに同意することに決しました。

しばらくお待ちください。

ただいまから鹿島市固定資産評価審査委員会委員の紹介があります。北村副市長、お願いいたします。

○副市長（北村和博君）

私のほうから、ただいま鹿島市固定資産評価審査委員会委員として、議会の同意をいただきました石橋孝教氏を御紹介いたします。ごあいさつをお願いいたします。

○固定資産評価審査委員（石橋孝教君）

ただいま紹介を受けました石橋でございます。このたび引き続き3年間またお世話になります。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○副市長（北村和博君）

御紹介を終わります。どうもありがとうございました。

日程第3 諮問第1号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第3．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員候補者として三原治子氏が適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、諮問第1号は委員候補者として適任であると認めることに決しました。

日程第4 諮問第2号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての審議に入ります。

お諮りします。本案は説明を省略し、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認め、説明を省略し、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。諮問第2号 人権擁護委員候補者の推選については、委員候補者として正寶典子氏が適任であると認めることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、諮問第2号は委員候補者として適任であると認めることに決しました。

日程第5 報告第10号

○議長（中西裕司君）

次に、日程第5．報告第10号 専決処分事項の報告について（事故による損害の賠償）であります。

当局の説明を求めます。福岡環境下水道課長。

○環境下水道課長（福岡俊剛君）

おはようございます。報告第10号 専決処分事項の報告について御説明を申し上げます。

議案書は1ページでございます。これは庁用車による物損事故について、市が賠償する金額を専決処分したものでございます。

事故の内容でございますが、平成23年11月17日午前10時ごろ、職員が杵藤地区広域市町村圏組合主催の研修会に参加するため、武雄市役所駐車場に駐車する際、後進中に既に駐車されていた普通乗用車に接触し、バンパー部分を損傷させた物損事故でございます。平成23年12月15日に相手方と示談が成立いたしましたので、同日に市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定により専決処分をいたしております。地方自治法第180条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

なお、相手方の損害賠償金額218,967円は、すべて全国市有物件災害共済会の保険金で賄っております。

職員の安全運転につきましては、今後とも十分な指導をしてみたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（中西裕司君）

ただいまの報告について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑はないようですから、以上で報告第10号は終わります。

お諮りします。意見書第6号は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

御異議ないものと認めます。よって、意見書第6号は委員会付託を省略することに決しました。

日程第6 意見書第6号

○議長（中西裕司君）

それでは、日程第6．意見書第6号 A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書（案）についての審議に入ります。

提出者を代表して、意見書（案）の提案理由の説明及び朗読を求めます。8番議員松本末治君。

○ 8 番（松本末治君）

おはようございます。A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見を申し上げます。

先月13日のA P E C首脳会議で野田総理大臣はT P P交渉参加に向けた協議入りの表明をされました。これに参加すれば我が国の産業はもちろん、国のあり方まで変えてしまうほどの問題があるのではないかと危惧しております。こうした大きな問題があるにもかかわらず、T P Pが締結されるまではテキスト案やペーパーを公表しない秘密主義を行われているとの情報もあります。交渉の状況が十分に国民に開示されるのか疑問であります。

さらに、T P P交渉では、すべての品目で関税撤廃が行われる可能性が高い中で、これまでW T O交渉でも重要品目数で歩み寄ることができず、その後締結したF T A、E P Aでも10%以上を除外品目としている我が国が、なぜ唐突に協議開始の表明をしたのか理解ができません。

我が国は既にT P P交渉参加9カ国のうち、6カ国とF T A、あるいはE P Aを締結しており、残るアメリカ、オーストラリア、ニュージーランドとの交渉がまとまれば、T P P交渉参加国すべてとルールづくりができることになるわけです。韓国は米を除外品目として、米国とのF T A締結をしています。

農業は、その生産活動を通じて、国民の大切な食料を安定的に供給するというだけでなく、国土の保全や水源の涵養、良好な景観の形成など多面的機能や地域社会、地域経済を支えているという大切な役割を担っている。こうした農業が大きな打撃をこうむれば、こうした役割は十分に果たせなくなると考えます。

このようなことから、農業者はもとより、市民の方々にとっても大変重要な役割を果たしている農業については、今後ともしっかりと守っていかなければならないと考えます。そういうことを踏まえ、意見書第6号 A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書（案）を朗読いたします。

意見書第6号

A P E CでのT P P交渉参加表明に抗議する意見書（案）

政府は11月のアジア太平洋経済協力会議（A P E C）首脳会議において「環太平洋経済連携協定（T P P）交渉参加に向けて各国と協議に入る」と述べ、事実上の交渉参加を表明した。その後、T P P交渉参加にあたって国会審議における閣僚間の答弁の食い違いや、日米両国政府の発表に矛盾が生じる等、T P Pを巡る混乱に拍車がかかっている。

混乱の原因は政府そのものにあると言わざるを得ない。特に交渉において国民皆保険制度については「断固わが国の制度を守る為交渉する」と述べる一方、コメの関税については「守るべきは守る」と真意が疑われる発言をするなど、交渉において真の国益を守る気概が感じられない姿勢が際立っている。

T P P交渉参加にあたっては、交渉で協議されている事項が何なのか、わが国の利点・不利となる点・国益上の危機が何か、いかなる対策を検討しているのかが、国民に示されないばかりか、政府内の各省の試算がバラバラであることや、政府が正確な情報を出さないため、国民的議論が全く熟していない段階である。特にT P Pは「聖域なき関税ゼロ」が前提であるとされているにもかかわらず、これにわが国がどのように対応するのが不明確な中で参加表明に踏み切ったことは、拙速のそしりは免れない。

また、与野党を問わずA P E Cでの拙速な参加表明には慎重な意見が続出し、地方議会でも交渉参加に反対する意見書が相次いで可決される中、こうした声をないがしろにし、政府が交渉参加に踏み切ったことは極めて遺憾であり、本議会は政府のT P P交渉参加表明に、断固抗議するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年12月22日

佐賀県鹿島市議会

内閣総理大臣 野 田 佳 彦 様
外 務 大 臣 玄 葉 光一郎 様
経済産業大臣 枝 野 幸 男 様
農林水産大臣 鹿 野 道 彦 様
国家戦略担当大臣 古 川 元 久 様
内閣官房長官 藤 村 修 様

以上、意見書（案）を提出する。

平成23年12月22日

提出者	鹿島市議会議員	中 村 一 堯
〃	〃	稲 富 雅 和
〃	〃	竹 下 勇
〃	〃	角 田 一 美
〃	〃	伊 東 茂
〃	〃	松 尾 勝 利
〃	〃	松 本 末 治
〃	〃	光 武 学
〃	〃	徳 村 博 紀
〃	〃	福 井 正
〃	〃	水 頭 喜 弘
〃	〃	橋 爪 敏
〃	〃	松 尾 征 子

鹿島市議会議長 中西裕司 様

よろしく申し上げます。

○議長（中西裕司君）

直ちに質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中西裕司君）

討論を終わります。

採決します。意見書第6号 APECでのTPP交渉参加表明に抗議する意見書（案）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中西裕司君）

起立全員であります。よって、意見書第6号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件は全部終了いたしました。

よって、今期定例会は本日をもって閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時22分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 中西裕司

会議録署名議員 13番 橋爪敏

同 上 14番 松尾征子

同 上 15番 橋川宏彰